

県 営 住 宅 集 会 所 使 用 要 約

(目的)

第1条 集会所は、県営住宅入居者相互の親睦と共同の福祉の増進をはかるとともに、地域のコミュニティづくり、文化活動等の推進に寄与するため使用するものとする。

(集会所の管理)

第2条 集会所の管理は、住宅営繕事務所長が県営住宅入居者等で組織する自治会（以下「自治会」という。）の協力を得て行うものとする。

(集会所の運営)

第3条 集会所の運営は、自治会が行うものとする。なお、自治会は第1条の趣旨にのつとり、集会所の運営に関する規則を定めるものとする。

(使用の承認)

第4条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ自治会に使用申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、住宅営繕事務所長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(保管義務)

第5条 自治会は、常に善良なる注意をはらい建物及び備品類を正常な状態において維持し使用しなければならない。

(使用の制限)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、集会所の使用を承認しない。

- (1) 団地生活の秩序又は善良なる風俗を乱す恐れがあると認めたとき。
- (2) 嘉利を目的とする物品の販売及び展示会等と認めたとき。
- (3) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙運動を目的とすると認めたとき。ただし、公職選挙法に基づき、公営施設使用の立会演説会場、個人演説会場又は投票所として指定された場合はこの限りでない。
- (4) 集会所の使用が当該団地の管理上支障をきたす恐れがあると認めたとき。
- (5) その他集会所の使用を不適当と認めたとき。

(使用者の注意)

第7条 使用者は、次の各号を厳守の上使用し、使用後は自治会の確認を受けなければならない。

- (1) 保安上又は衛生上有害又は危険なものを持ち込まないこと。
- (2) 使用後の清掃、整頓を行うこと。
- (3) 火災等の予防の万全を期し、使用後は施錠をして鍵を自治会に返還すること。
- (4) 備付器具その他の物品を滅失又はき損しないこと。
- (5) 大声、高音を発しないこと。
- (6) その他近隣者に著しく迷惑をかける行為をしないこと。

(使用時間)

第8条 集会所の使用時間は自治会で定める。ただし、自治会の承認を受けた場合は、使用時間にかかわらず使用することができる。

(使用者負担)

第9条 集会所を使用する場合の電気料、ガス料、水道料、汚物及びじんかい処理の費用は使用者負担とする。

2 自治会は、前項の費用のもとに、当該集会所の使用料を算定し、徴収することができる。

(修繕の区分)

第10条 修繕費の負担区分は次のとおりとする。

(1) 修繕費の負担区分は、神奈川県県営住宅条例第24条および第25条に定めるところによる。

(2) 集会所の附属設備、器具、什器等修繕に要する費用は、使用者が負担する。

(使用の取消等)

第11条 次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取消し、又は使用を停止させる。

(1) 団地生活の秩序、善良なる風俗を乱す事実もしくは団地の管理上支障をきたす事実が発生する恐れがあると認めたとき又は事実が発生したとき。

(2) 住宅営繕事務所長、自治会の指示に従わないとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項で運営に支障があると認めた場合は、住宅営繕事務所長の指示によらなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。